

令和5年3月3日  
財政局契約管理部契約課

## 建設工事等の前払金保証及び契約保証の電子化について

建設工事及び建設工事に伴う設計・調査・測量業務における前払金保証、中間前払金保証及び契約保証について、電子証書等の取扱いを開始しますので、お知らせします。

電子証書等の申込等の発行手続につきましては、各保証機関（保証事業会社、保険会社）にて御確認ください。

### 1 対象

	工事	設計等	保証事業会社（※）	保険会社
前払金保証	○	○	前払金保証証書	—
中間前払金保証	○	×	中間前払金保証証書	—
契約保証	○	×	契約保証証書	履行保証保険証券 公共工事履行保証証券

※保証事業会社＝東日本建設業保証株、西日本建設業保証株、北海道建設業信用保証株

### 2 電子証書等の提出方法 ※ 次頁の **別紙** もご確認ください

#### (1) 前払金保証、中間前払金保証

（中間）前払金の申請日までに、保証事業会社から発行されたPDFファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を、電子メールで工事所管課まで提出してください。

申請書類すべてで押印を省略できますので、電子保証を含む申請書類一式を電子メールで提出することができます。

#### (2) 契約保証（保証事業会社）

契約締結までに、保証事業会社から発行されたPDFファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を、電子メールで契約課まで提出してください。

#### (3) 契約保証（保険会社）

契約締結までに、保険会社から発行されたPDFファイルの保証証券又は保険証券を、電子メールで契約課まで提出してください。

### 3 取扱対象契約

令和5年4月1日以降に契約する建設工事、建設工事に伴う設計・調査・測量業務を対象とします。（引き続き、紙の保証証書、保険証券等による提出も可能です）

## 電子メールによる電子証書等の提出にあたっての留意事項

### 1 電子メール送信時の留意事項

#### ○ 提出先のアドレス

- ・工事所管課への提出の場合（前払金保証、中間前払金保証）  
→保証事業会社から発行されたPDFファイルを提出する前に  
工事所管課へ確認してください。
- ・契約課への提出の場合（契約保証）  
→以下のアドレス宛て提出してください。  
契約課 : keiyaku@city.saitama.lg.jp

#### ○ メール件名等

保証名称（前払金保証、中間前払金保証、契約保証）、契約番号  
及び受注者を組み合わせたメール件名としてください。契約番号  
は、契約書に記載されている契約番号を転記してください。  
例) 前払金保証\_05-XXXX-XX\_(株)\*\*建設

また、メール本文中に、①担当者の氏名・連絡先、②工事（業務）名の2点を必ず記載してください。

### 2 電子メール送信後の留意事項

#### ○ メール到達確認

電子証書等の提出後、到達確認の電話を行ってください。（契約  
締結等の円滑な手続きのため、到達確認を必ずお願いします。）